秋田県告示第１４７号

　次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第２項に規定する特定第２号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第５項において準用する同法第105条の２第４項の規定に基づき、公示する。

　　平成31年３月22日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

加入区の名称	漁業区分
戸賀加入区	一般大型定置漁業